

鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第53号

鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市民プールの項及び鳥取市河原町西郷プールの項を削る。

第7条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第15条第1項中「鳥取市民プール、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール」を「鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール」に改める。

第17条第1項中「別表第1から別表第3まで」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考第4項第2号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、同表備考第5項中「祝日」の次に「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。））」を加え、同表を別表第1とする。

別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。